

特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領（平成25年7月10日）新旧対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成25年7月31日から施行する。</p> <p>別表（略）</p> <p>別記第1号様式（第2条関係）（略）</p> <p>別記第2号様式（第3条関係）（略）</p> <p>別記第3号様式（第3条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第4号様式（第3条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第5号様式（第4条関係）（略）</p> <p>～</p> <p>別記第11号様式（第6条関係）（略）</p> <p>別記第12号様式（第6条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第13号様式（第8条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第14号様式（第9条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第15号様式（第9条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第16号様式（第10条関係）（略）</p> <p>別記第17号様式（第10条関係）（略）</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成25年7月31日から施行する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表（略）</p> <p>別記第1号様式（第2条関係）（略）</p> <p>別記第2号様式（第3条関係）（略）</p> <p>別記第3号様式（第3条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第4号様式（第3条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第5号様式（第4条関係）（略）</p> <p>～</p> <p>別記第11号様式（第6条関係）（略）</p> <p>別記第12号様式（第6条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第13号様式（第8条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第14号様式（第9条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第15号様式（第9条関係）（別紙のとおり）</p> <p>別記第16号様式（第10条関係）（略）</p> <p>別記第17号様式（第10条関係）（略）</p>





(旧)

別記第3号様式(第3条関係)

識別番号		目録に記載された特定歴史公文書の名称	
利用に供する日時及び場所		日時	年 月 日 午前・午後 時
		場所	
利用の方法			
利用に要する費用の額		1 写しの作成に要する費用	円
		2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
利用に供しないこととした部分並びにその根拠規定及び当該規定を適用する理由			
連絡先			
(教示)			
この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。			
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。			
(注) 1 指定された利用に供する日時に指定の場所に来ることができない場合は、あらかじめ電話等で連絡してください。			
2 特定歴史公文書を利用するには、この通知書を提示してください。			
3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるもの(電磁的記録の複製物の作成又電磁的記録を用紙に出力したものの作成及びこれらの送付)を含みます。			

(日本工業規格 A4)

(新)

別記第3号様式(第3条関係)

特定歴史公文書部分利用決定通知書

熊本県指令 第 号

住所  
氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその一部の利用を認める旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称	
利用に供する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
利用の方法		
利用に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
利用に供しないこととした部分並びにその根拠規定及び当該規定を適用する理由		
連絡先		

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注) 1 指定された利用に供する日時に指定の場所に来ることができない場合は、あらかじめ電話等で連絡してください。
- 2 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるもの（電磁的記録の複製物の作成又電磁的記録を用紙に出力したものの作成及びこれらの送付）を含みます。

(日本工業規格 A4)



(旧)

別記第4号様式(第3条関係)

特定歴史公文書利用制限決定通知書

熊本県指令 第 号

住所  
氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり全部を利用に供しない旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
利用に供しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
連絡先	
<p>(教示)</p> <p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>	

(日本工業規格 A4)



(新)

別記第4号様式(第3条関係)

特定歴史公文書利用制限決定通知書

熊本県指令 第 号

住所  
氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり全部を利用に供しない旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
利用に供しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
連絡先	

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。  
ただし、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格 A4)

(旧)

別記第12号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

(反対意見を提出した第三者) 様

熊本県知事

印

特定歴史公文書の利用決定に係る通知書

(あなた、貴団体) から 年 月 日付で「特定歴史公文書の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書については、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をいたしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第17条第4項の規定により通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	

(教示)

この通知の利用させる旨の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、利用させる日の前日までに異議申立てがないときは、利用させることとなりますので御承知ください。

また、この通知の利用させる旨の決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格 A4)

(新)

別記第12号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

(反対意見を提出した第三者) 様

熊本県知事

印

特定歴史公文書の利用決定に係る通知書

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで「特定歴史公文書の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書については、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第17条第4項の規定により通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
ただし、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

(旧)

別記第13号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

(異議申立人等) 様

熊本県知事

印

委員会諮問通知書

年 月 日付け 第 号の特定歴史公文書の利用決定等に対する異議申立てについては、次のとおり熊本県行政文書等管理委員会に諮問しましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第21条の規定により通知します。

異議申立てがあった特定歴史公文書の名称及び識別番号	
異議申立てがあった利用決定等	
異議申立て日	年 月 日
異議申立ての趣旨	
諮問年月日	年 月 日

(日本工業規格 A4)

(新)

別記第 1 3 号様式 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

(審査請求人等) 様

熊本県知事 印

委員会諮問通知書

年 月 日付け 第 号の特定歴史公文書の利用決定等に対する審査請求については、次のとおり熊本県行政文書等管理委員会に諮問しましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第 2 1 条の規定により通知します。

審査請求があった特定歴史公文書の名称及び識別番号	
審査請求があった利用決定等	
審査請求日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日

(日本工業規格 A4)

(旧)

別記第14号様式(第9条関係)

条例第22条第1号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号  
年 月 日

(異議申立てをした第三者) 様

熊本県知事 印

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで異議申立てのありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をいたしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	
<p>(教示)</p> <p><u>この通知に係る利用決定等の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</u></p>	

(日本工業規格 A4)

(新)

別記第14号様式(第9条関係)

条例第22条第1号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号  
年 月 日

(審査請求をした第三者) 様

熊本県知事

印

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで審査請求のありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の裁決をいたしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	

(教示)

決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格 A4)

(旧)

別記第15号様式(第9条関係)

条例第22条第2号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号  
年 月 日

(反対の意思表示をした第三者) 様

熊本県知事

印

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで利用に反対する意思の表示のありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をいたしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	
<p>(教示)</p> <p>この通知に係る利用させる旨の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、利用させる日の前日までに異議申立てがないときは、利用させることとなりますのでご承知ください。</p> <p>また、この通知に係る利用させる旨の決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>	

(日本工業規格 A4)



(新)

別記第15号様式(第9条関係)

条例第22条第2号に掲げる特定歴史公文書の利用決定等に係る通知書

第 号  
年 月 日

(反対の意思表示をした第三者) 様

熊本県知事

印

(あなた、貴団体) から 年 月 日付けで利用に反対する意思の表示のありました特定歴史公文書について、次のとおりその全部(一部)を利用させる旨の決定をしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

利用させる特定歴史公文書の名称及び識別番号	
利用決定等をした特定歴史公文書に記載されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
利用させる理由	
利用決定等の通知	年 月 日付け熊本県指令 第 号
利用させる日	
利用させないこととした部分	
(教示)	
1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。	
2 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

(日本工業規格 A4)

